

令和6年度 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校
〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
TEL 0242-22-3491 FAX 0242-22-3521

1 対象学科・募集定員及び出願資格

課程	対象学科	募集定員	出 願 資 格
全日制	総合学科	若干名	中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）または、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者で、以下の条件を満たす者

(1) 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和6年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

(2) 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和6年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

2 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して本校校長に出願する。

(2) 上記（1）以外の者は、本校に問い合わせる。

3 出願期間

出願期間は、令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

4 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 「入学願書」（県教育委員会において作成したもの）

② 「令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書」（以下「調査書」という。中学校において作成したもの）

なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 「受験票用紙」（県教育委員会において作成したもの、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 「入学検定料納付済証明書用紙」（県教育委員会において作成したもの、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

(2) 上記（1）以外の者

① 「入学願書」（上記（1）①に同じ）

② 「健康診断書」（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

③ 「履修証明書、学習成績証明書」

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 「受験票用紙」(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ 「入学検定料納付済証明書用紙」(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名を記入したもの)

入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙については、外国人生徒等に係る特別枠選抜に対応する様式(様式統一4号の1、統一4号の2及び統一4号の3)とする。

ただし、本県所定の調査書(様式共通1号)の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

(3) 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇ 外国人生徒 市町村長が発行する「住民票の写し」

◇ 海外帰国生徒 海外生活を証明する書類(在住期間明示のもの)

(4) 「外国人生徒等特別枠選抜適用申請書」(様式特枠1号)

(5) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、「志願者名簿」を添付する。

(6) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

5 願書受付

(1) 出願書類受付時に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、記載した事項に虚偽があると認めた場合は、受付を取り消すことがある。

6 選抜方法・選抜資料

調査書審査の結果、作文及び面接の結果、基礎学力検査の成績を資料として選抜を行う。

調査書	作文	面接	基礎学力検査
調査書記載事項は点数化しない。 本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもので代替することができる。	日本語による作文を実施する。 あるテーマについて、 600 字程度 で自分の感想や思いを述べる形式とする。 作文については段階評価する。	日本語による個人面接を実施する。 面接については段階評価する。	日本語による基礎学力検査(数学・英語)を実施する。 満点を100点とする

7 学力検査等

(1) 日本語による基礎学力検査(数学・英語)を実施する。英語の基礎学力検査には「放送によるテスト」を含む。

(2) 学力検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時～

② 日 程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10

点 呼 諸注意 (第一体育館)	作文	休	数 学	休	英 語	昼 食	面 接
-----------------------	----	---	-----	---	-----	-----	-----

(50 分) (20 分) (50 分) (20 分) (50 分) (60 分)

③ 会 場 本校(集合場所 第一体育館)

(3) 注意事項

- ① 受験票を必ず持参する。
- ② 午前 8 時 20 分に第一体育館で点呼するので遅れないように集合する。
- ③ 上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）・消しゴム・コンパス・定規を持参する。
ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。
- ④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

8 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通 14 号）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通 15 号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和 6 年 3 月 11 日（月） 午前 9 時～

- ② 日 程

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50

点 呼 諸注意 (第一体育館)	作 文	休	数 学	休	英 語	昼 食	面 接
-----------------------	-----	---	-----	---	-----	-----	-----

(50 分) (15 分) (50 分) (15 分) (50 分) (50 分)

- ◎ 英語の検査には、「放送によるテスト」を含む。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ③ 会 場 本校（集合場所 第一体育館）

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

9 合格者発表

令和 6 年 3 月 14 日（木）正午以降、本校において発表する。

- (1) 合格者は、合格者発表日に受験票と引き換えに合格通知書の交付を受ける。
- (2) 当日、合格通知書を受け取ることでない者は、事前に本校に連絡する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 可否に関する電話による照会には一切応じない。

10 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

- ① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式共通 16 号）を令和 6 年 3 月 7 日(木)午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式共通 17 号）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「8 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

- (2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (3) 選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

- (4) 新入生オリエンテーションについて

入学予定者に対する事前指導（オリエンテーション）は、令和 6 年 3 月 28 日（木）に行うが、日時を変更する場合は、合格者発表時に連絡する。